

平成26年第2回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成26年6月2日  
午前9時40分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（15名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第17号 斑鳩町協働のまちづくり条例について
- 日 程 7. 議案第18号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日 程 8. 議案第19号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例について
- 日 程 9. 議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程10. 議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について
- 日 程11. 議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日 程12. 議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について
- 日 程13. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日 程14. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日 程15. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程16. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程17. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて

			て（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
日 程 1 8 .	認 定 第 2 号		町道の一部廃止について
日 程 1 9 .	認 定 第 3 号		平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
日 程 2 0 .	推 薦 第 1 号		斑鳩町農業委員会委員の推薦について
日 程 2 1 .	陳 情 第 3 号		子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望について
日 程 2 2 .	報 告 第 3 号		議会の委任による町長専決処分の報告について （平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）
日 程 2 3 .	報 告 第 4 号		平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
日 程 2 4 .	報 告 第 5 号		平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）
日 程 2 5 .	報 告 第 6 号		平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について
日 程 2 6 .	報 告 第 7 号		平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前9時40分 開会 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成26年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成26年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには、公私何かとお忙しい中、お練り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

平成26年度も既に2か月が経過いたしました。職員とともに本年度事業の早期実施に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

さて、本定例会は、斑鳩町協働のまちづくり条例についてなど、19議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、佐伯、中川両監査委員には、5月15日、平成25年度斑鳩町水道事業会計決算について克明にご審査をいただき、深く感謝いたします。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第127条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、1番、宮崎議員、2番、小林議員を指名いたします。両議員には会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月19日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月19日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成26年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長(宮崎和彦君) それでは、去る5月19日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査、都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題といたしました。平成26年度の下水道工事進捗状況、入札執行状況、25年度末公共下水道接続申請状況、融資あっせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請について説明、報告を受けました。委員より、入札価格と業者決定のことについて質疑がありました。理事者より一定の答弁がされました。

次に、都市計画道路の整備促進についてを議題といたしました。パークウェイについて、3月29日、開通記念見学会、翌日30日より1.1キロ区間が通行可能となり、26年度約3億円の予算がついており用地取得等を行う予定である、法隆寺線整備事業について、地権者との契約締結に手続きを進めているとの説明、報告がありました。委員より、パークウェイの歩道灯について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。委員より、国に統一するようにと要望がありました。委員より、交通安全、信号機、停止線、優先道路、道路標識について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、駅北口の路線の電話柱の移設について、現在の状況の説明、報告がされました。委員より質疑等はなく、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、理事者より報告されたことについて、1番目、県道天理斑鳩線の中宮寺交差点の改良の進捗状況について説明、報告されました。2番目、斑鳩プレミアム商品券・斑鳩プレミアム・リフォーム券の発行について、説明、報告されました。委員より、過去

の実績、利用可能店舗数、リフォーム券の内容について質疑等があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他について、委員より斑鳩町所有の土地での耕作について、法隆寺北地域で建てられた農家住宅の申請について、中宮寺交差点の北側のポケットパークについて、斑鳩町の今後とも観光を生かしたまちづくりを進めていこうと考えているのかということについて、町営高塚団地の入居者との交渉状況について、質疑、意見等がありました。理事者より一定の答弁がされました。

以上が閉会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る5月22日木曜日に全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、1つとして、継続審査案件の環境保全及びごみ減量・資源化の推進に関することについてを議題としました。小型家電リサイクル法に基づき、環境省が行う実証事業に斑鳩町が参画することについての説明がありました。資源化処理を行う再生事業者が、全国で35社が国から認定を受けており、そのうち奈良県を事業範囲として認定を受けているのが3社ありますが、今回、大栄環境株式会社が再生事業者提案型の実証事業の採択を受けたことにより、奈良市とともに協力自治体として斑鳩町が事業者が受ける補助金を活用した取り組みができることの報告がありました。事業の細かい点につきましては省略をさせていただきます。委員からは、1つとして、小型家電のボックス回収の安全性や設置箇所について、また、2つとしては、環境保全の取り組みであるタバコやごみのポイ捨て防止のキャンペーンについてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされています。

以上、継続審査につきましては報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2番目として、各課報告事項についてを議題として、順次報告を受けることと

いたしました。

1、平成25年度国民健康保険税の不納欠損について。2、平成25年度介護保険料の不納欠損について。3、平成25年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について。以上については、提出された資料に基づいて報告がされました。委員からは、1つとして、支払い能力があるのに滞納になっていることについて、2つとして、転出、死亡以外の滞納者数について、3つとして、徴収嘱託職員の活用について、4つとして、真の生活困窮者に対する相談について、5つとして、徴収率についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされています。

4番目として、民間事業者による保育所の整備（新設）についてを議題といたしました。提出された資料に基づき、現時点の状況と今後の進行予定など詳細な報告がありました。委員からは、1つとして、和光会、黎明保育園さんですが、運営状況について、2つとして、交付税と補助金の違いについて、3つとして、慎重な今後の進め方と保育所としての基準を満たした改築の図面の委員会への提出についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされております。

5番目としては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時給付金について、これは、資料について、それぞれの事業実施要綱が提出され、それに基づいて報告がされました。委員からは、1つとして、申請期間の考え方についての質疑があり、一定の答弁がされたところです。

6つ目として、高齢者優待券の交付状況について報告がされました。これも委員会に資料が提出され、その資料に基づいての報告を受けております。委員からは、1つとしていきいきの里の入館券の枚数などの取り扱いについて今後の検討が必要ではないかという質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

7つ目として、斑鳩町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について、資料として提出されたニーズ調査報告書の概要版に基づき結果の分析をして、これから定められる子ども・子育て支援事業計画に事業量や確保の見込みを盛り込んでいくとの報告がありました。

8つ目として、いかるがの里クリーンキャンペーンの開催について、案内用のチラシに基づき内容について報告がされました。

9つとして、斑鳩町社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業の利用状況について、これもルートごとの1年間の利用者数などの資料が提出され、それに基づき報告がありました。

以上については、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、理事者からのその他の報告として、1つとして、委員会が担当をしている夏の3事業につきまして、各事業の日程や行き先などの報告がされました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

続いて、3番目のその他についてを議題としたところ、委員から、福祉作業所「あゆみの家」の今後と、現在の場所の跡地利用についての質疑があり、一定の答弁がされたところです。

以上が閉会中に開催しました委員会の概要です。理事者の報告内容や委員の質疑・意見やそれに対する答弁など詳細につきましては会議録に整理しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、5月26日に総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告させていただきます。

まず初めに、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、1つとして、斑鳩大塚古墳の範囲確認調査について、発掘調査成果として、墳丘の周濠と思われる溝跡を初めて確認できたことや埴輪が出土したことなど、斑鳩地域の古墳の成り立ちを考えていく上での貴重な成果を得ることができたことの報告、2つとして、5月4日、5日に行われた史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開について、3つとして、斑鳩町文化財活用センターで行われる春季企画展「中宮寺跡 一聖徳太子建立の尼寺一」について、4つとして、史跡中宮寺跡の整備については平成25年度から平成29年度までの5か年で整備する計画を、年度別工事予定（実施設計ベース）の資料をもとに報告を受けました。これらの報告に対し、委員より、石室公開の実施状況についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

以上が、継続審査に関する審査の概要であります。

次に、2. 各課報告事項について、理事者より報告を求めたところ、（1）平成25年度町税不納欠損処分について、不納欠損処分を行った内訳と滞納整理の取り組みについての報告がありました。委員よりの質疑として、滞納納税者の生活状況についてなど



の質疑があり、一定の答弁がされています。

(2) 夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プールの無料開放について、閉庁時の業務体制や住民への周知方法などについての報告がありました。委員よりの質疑として、職員の夏季休暇や職員組合との協議について、また、町民プールの無料開放に伴う警備体制や駐車場の対応についてなどの質疑があり、一定の答弁がなされています。

(3) 斑鳩町農業委員会委員選挙について、7月6日の投票日までのスケジュールと関係者への周知についての報告がありました。

次に、その他の報告として、総務課より、1つとして、8月2日に行われる奈良県防災総合訓練について、2つとして、6月1日から導入されるエリアメール・緊急速報メールについて、3つとして、斑鳩町消防運営委員会の開催についての報告がありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

次に、3. その他について、各委員より質疑・意見をお受けしたところ、委員より斑鳩町防災計画の策定期間についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

以上が閉会中に開催いたしました総務常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては会議録をごらんいただきますようお願いをいたしまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程6. 議案第17号 斑鳩町協働のまちづくり条例について、日程7. 議案第18号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例について、日程8. 議案第19号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例について、日程9. 議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程10. 議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、日程11. 議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程12. 議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、日程13. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて

（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）、日程14. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）、日程15. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程16. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例について）、日程 17. 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 26 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）、日程 18. 認定第 2 号 町道の一部廃止について、日程 19. 認定第 3 号 平成 25 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程 20. 推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、日程 21. 陳情第 3 号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望について、日程 22. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）、日程 23. 報告第 4 号 平成 25 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程 24. 報告第 5 号 平成 25 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、日程 25. 報告第 6 号 平成 25 年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について、日程 26. 報告第 7 号 平成 25 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、以上 21 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 19 議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第 17 号 斑鳩町協働のまちづくり条例についてであります。

時代の大きな変化に伴い、多様化する住民ニーズにに応じていくためには、住民と行政が対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携、協力してまちづくりを進めていくことが必要となります。このため、協働のまちづくりに関する基本理念及び協働に関する基本的な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 18 号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、公務において活躍されることが期待される職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度として、配偶者同行休業制度が新たに創設されましたことから、当該制度の導入について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 19 号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてであります。

これまで、奈良県の精神障害者医療費助成制度は、精神治療の通院に限定されていましたが、本年 10 月 1 日から全診療科の入院・通院に拡充されることに伴い、本町が行う精神障害者医療費の助成制度についても同様に拡充することから、本条例を制定する

ものであります。

次に、議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることを目的として、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。こうした背景を受け、本町消防団への積極的な加入を促進し、消防団活動の充実強化を図ることを目的として、団員の任用要件を拡充するため、消防団の区域内に在勤している者を任用可能とするとともに、任用時における年齢の上限を撤廃するなど、改正を行うものであります。

次に、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,986万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億9,052万1千円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金で、3,445万円の増額補正をお願いするものであります。

その主な内容は、被災農業者向け経営体育成事業補助金で、去る2月14日の大雪により被災した農産物の生産に必要な施設の復旧及び撤去等費用の支援に対して、補助金が交付される見込みから、1,445万円の増額、地域経済循環創造事業交付金で、地域での経済循環の創造など地域活性化に向けて、民間事業者が地域金融機関から融資を受けて実施する事業の初期投資費用について、交付金が交付される見込みから、2,000万円の増額となっております。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金で、奈良県の精神障害者医療費助成制度の助成対象が全診療科の入院・通院に拡充されることから、精神障害者医療費補助金243万6千円の増額補正をお願いするものであります。

第3項県委託金では、本町が全国消費実態調査の調査地域に指定されたことなどから、統計調査費委託金104万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、消防団員退職報償金受入金193万5千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款総務費、第2項徴税费では、第2目賦課徴収費で、配当割・株式等

譲渡所得割控除不足分の還付等が当初見込みを上回るため、900万円の増額補正をお願いするものであります。

第5項統計調査費では、第1目指定統計調査費で、歳入で説明をさせていただきましたとおり、全国消費実態調査の調査地域に指定されたことなどから、その所要額104万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第5目医療対策費で、歳入で説明をさせていただきましたとおり、奈良県の精神障害者医療費助成制度の拡充に伴い、その所要額758万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費では、第7目地域農政推進対策事業費で、歳入で説明をさせていただきましたとおり、大雪による農業被害について、支援してまいりたいことから、2,115万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款商工費、第1項商工費では、第2目商工業振興費で、斑鳩町商工会において、昨年度に引き続き斑鳩プレミアム商品券の発行を、そして本年度から新たに斑鳩プレミアム・リフォーム券の発行を計画されており、その支援を行ってまいりたいことから、20万円の増額補正をお願いするものであります。

第5目歴史街道ネットワーク事業費では、歳入で説明をさせていただきましたとおり、地域経済循環創造事業交付金を活用し、民間事業者が行う事業の経費の一部を助成してまいりたいことから、2,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、歳入で説明をさせていただきましたとおり、消防団員の退団に伴う退職報償金193万5千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として2,105万円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容につきましては、未処分利益剰余金4,144万5,399円のうち、減債積立金に300万円、利益積立金に300万円を積み立て、残余3,544万5,399円を繰り越すものであります。

次に、議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結に

ついてであります。

工事請負契約について予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容につきましては、延長約250メートルの下水道管渠を埋設する工事で、工事場所は龍田西2丁目地内であります。

契約の相手方は、株式会社森本組奈良営業所所長武田憲明、契約金額は1億1,680万3,080円であり、工期は、議会議決後から平成27年3月20日までの275日間であります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。

ふるさと納税等としていただいた寄附金の受入れと、その積立てに関する予算補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ89億132万3千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）であります。

平成26年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置の見直し及び同法を引用する条項について、改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第2号と同様に地方税法等の一部改正により、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に対する保険税軽減の拡充について、改正を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成25年度本特別会計におきまして、医療等に要した費用に対しまして歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成26年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。

このことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ38億1,260万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年5月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第2号 町道の一部廃止についてであります。

町道401号線は竜田川の岩瀬橋西詰から県道大和高田・斑鳩線との交点までの区間ですが、いかるがパークウェイの整備に伴い、岩瀬橋が落橋されたことから、町道401号線のうち、岩瀬橋の部分に当たる延長32メートルを廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第3号 平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

平成25年度の決算状況につきましては、営業収支は5,291万2,433円の営業利益となりました。その内訳としては、営業収益は前年度に比べ1,704万9,742円減少の6億6,887万622円で、給水収益は昨年10月から水道料金の従量制部分について一律10円の値下げをしたこと及び給水量が減少したことから、前年度に比べ2,444万4,825円減少の6億3,571万4,994円となりました。

一方、営業費用では、前年度に比べ620万2,553円の減少の6億1,595万8,189円となりました。

また、営業外収支では、受取利息等営業外収益から支払利息等営業外費用を差し引き、2,722万4,882円の損失となり、その結果、平成25年度の純利益は、2,568万7,551円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が工事負担金、企業債で2億4,292万1,400円に対しまして、資本的支出は、老朽管更新事業、公共下水道工事等に伴う配水管工事、浄水施設の整備等の建設改良費及び企業債償還金により4億1,136万9,792円となりました。なお、支出超過額につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上が決算の概要であります。本決算につきましては、去る5月15日に佐伯・中川両監査委員により慎重な審査をいただき、平成25年度決算について意見書もいただいたところであります。

引き続き、適切で健全な水道企業会計の運営に努めてまいりますので、議員皆さまをはじめ住民皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。

本年度に支給される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に伴う国庫補助金の受入れとその支給に関する予算補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,065万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億5,065万2千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について平成26年4月25日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成25年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました子ども・子育て支援システム導入事業のほか4事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を本年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第5号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。

平成25年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました流域下水道整備促進事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を本年度予算に繰り越したことから

ら、その報告を行うものであります。

次に、報告第6号 平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてであります。

平成24年度及び平成25年度の2か年にわたり継続事業として大字法隆寺地内において、北部配水池のドーム改修工事を進めてまいりましたが、平成25年9月17日をもって継続事業が計画どおり完了いたしましたことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、その報告を行うものであります。

次に、報告第7号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成25年度におきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は23事業であり、これらの事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億1,926万7,203円となっております。

また、収益事業等に要した事業費は2,007万2,993円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきまして概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決又はご承認賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程13、承認第1号から日程17、承認第5号及び日程22、報告第3号から日程26、報告第7号までの以上10議案を除く町長提案の9議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程6．議案第17号 斑鳩町協働のまちづくり条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この条例制定は結構だと思っております。

以前から協働のまちづくりっていうのは斑鳩町のテーマであったし、町長の提案説明の中にも多様化する住民ニーズに答えていくためというふうに書かれていますが、確かに多様化した対応が必要であって、ぱっとこれで協働のまちづくりという中で私、イメ



ーじさせていただいても、福祉の関係であったり都市計画の関係であったり観光に関することであったり環境保全であったり、何かもう本当にいろいろな問題で住民の皆さんと協働していくんだというような状況に私はあるというふうに認識しているんですね。

ただ、これ10名以内の委員つくってってということなんですけど、それで総務課が所掌するということなんですけど、どうもイメージがわいてこないんですね、私。これらの多様ないろいろな各課の問題で協働のまちづくりに取り組むに当たって、果たして本当にこの条例で対策が取れていくのだろうか。その辺の町の今後のね、もっとどれぐらい本気でやろうと思ってるのかっていう姿勢が見えないので、今後のちょっとこの協議会の持ち方であったり、どういう委員さんに入ってもらおうということがいいと考えられているのかとか、また総務委員会でも議論もされるだろうとは思いますがけれども、私は総務委員会で発言ができませんので、ちょっとその辺のところについてももう少しお聞きしておきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この斑鳩町協働のまちづくりの関係でございますけれども、これにつきましては昨年、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会のほうで、斑鳩町協働のまちづくりの指針あるいは斑鳩町協働のまちづくりの条例の素案の策定というものをやっていたいただきました。

それで、この4月には、この協働のまちづくりの、斑鳩町協働のまちづくりの指針を住民の皆さま方にお示しをさせていただいたところでございます。

その中で、これからこの協働のまちづくりを進めていくためには、1つには、まず1つには、この今まで、この協働のまちづくり推進委員会が中心となってやっていただきましたので、これを引き続き中心となってやっていただくということがまず1つございます。

それと、あと昨年度に開催をいたしました協働のまちづくりフォーラム、これで、このフォーラムで中心となっていただいた方が集まっていただく集まりというものも、ことし5月15日にその集まりを持っていただいて、そしてこれからどういう形で取り組んでいくのかということも相談をしていただきました。

そして、この中心となっていただく方のグループというものを立ち上げていただいて、そしてその中でその既存の活動組織の交流会あるいは継続的な情報の発信、例えば活動団体の紹介でありますとか、ニュースレターといたしまして、広報紙みたいなものを発行をまずしていただいたんですけど、そういったものもこれからつくっていただくという

ことで、あるいはまたホームページ等でこの活動団体の紹介というものをやっていただくということを考えております。

その中で、まずは情報の発信ということで、生き生きプラザ1階のフリースペースの中で情報ボードというものを設置していただいて、そしてこの中で協働のまちづくりの取り組みの発信をまずしていきたいと、このように考えております。

そして、その団体の活動の輪を広げていって、そして団体同士で交流ができる場所の設置についても今後検討をしていきたいと、このように考えております。

それと、あと、行政としては、もうこの行政と住民と協働に関連する部門、あるいは課のメンバーによる職員の協働のまちづくりチーム、これを立ち上げて、まずは職員の協働の意識の啓発でありますとか、協働にかかわる取り組みの理解、情報の交流というものを職員の中でメンバーを立ち上げて図っていきたいということで考えております。

この中心となつていただく協働のまちづくり推進委員さん、これについてはこの6月末で任期が切れましてですね、新しいメンバーの方、新しい委員さんをまた選任していただくということになるんですけれども、これまで指針でありますとか条例の策定にかかわっていただいておりますので、町といたしましては、まずこの委員の方にも引き続きこれからかかわっていただけたらというふうに考えております。公募、住民さんの公募というのもさせていただいております。何名か応募もありますので、公募の方あるいはそうした学識経験者あるいは住民団体の方に引き続き入っていただきたいなというふうに考えておりますので、これからもこういう形で協働のまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 総務部長から今いろいろと、るる説明を受けましたけれども、私が思っておるのはね、協働のまちづくりという基本理念であって、精神条例的な意味合いが強くなっていかないのかなと。これを実際に実効性のあるものとして、じゃあ福祉部門でこういうことをやらないといけないのじゃないかなとか、観光行政でこういうことせなあかんのん違うかなとか、一つ一つの問題点が出てきたときに、協働で、じゃあまちづくりとしてどうしていこうという、こういう具体的にね、一つ一つの問題がこれからまだまだいっぱい出てくると思うんですが、そのときそのときにね、それに見合った協議がきちっと保障されるかどうか、学識経験者って一体何の専門家を連れてきはるのか、公募でされる委員さんも一体何に対して興味を持っておられるのか、協働のまちづくりだけではすごく私は漠然とし過ぎていると思うんですね。やっぱりその都度そ

の都度、協働でやっていくテーマっていうものがあると思うんですね。

ですから、そのときそのときのこの課題、この問題を協働でどうしていくのかということをおね、掘り下げられるような、やっぱりきちっとした協議会の持ち方。そこには、掘り下げたときに各担当がやっぱり入って行ってね、きちり、この問題をどう解決していこう、どういうふうに住民さんを巻き込んでやっていこうっていう、そういう結論を導き出せるようにね、そういう組織づくりをきちっとやっぱりやっていていただきたいな。何か絵に描いたもちで終わって、こんなんですよと、さらっと上滑りせんようにね、これから本当に大切な問題がいろいろ出てくるとお思いますので、その点について心配だったもので、少し発言をさせていただきました。

以上で結構です。

○議長（中西和夫君） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7、議案第18号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第18号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第19号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

14番、木澤委員。

○14番（木澤正男君） この精神障害者医療費助成につきましては、これまで精神通院だけだったものがそれ以外、普通に風邪引いてお医者さんにかかるという分にまで助成が拡大されるという点については、非常によい取り組みだと、評価できる取り組みだというふうに私は考えているんですけども、その中でですね、3月の議会の中でも一定説明があつて、その中でも問題視されておりましたが、償還払いの制度ですね、自動償還になっていないという点で、これ見ますと、10月1日からいよいよもう助成制度スタートということなんですけども、3月の県議会なんかを聞いておますと、知事も早い段階で自動償還払い制度として整備したいというふうに発言はされておいたというふうにお思うんですけども、その後の状況ですね、これ10月1日からスタートするというふう

になっていますが、自動償還払い制度の整備としては、見通しとしては立っているんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今ご質問がございましたように、奈良県議会で3月議会ですから2月のぐらいですね、発表になった。これ年度途中、26年度ですから、これ10月から施行される場所は市町村でもなかなか難しいと。考えていただいたかって、これまで斑鳩町はこうしてやりますけども、自動償還払いそのものについては県がこれからどうしていくか、それはもう当然のことですね、ニーズを聞いて十分やっていかれると思いますけども。これ考えていただいたら、斑鳩町がこうして10月に取り組めるという環境をですね、職員がよう頑張ってくれたと思います。この間も市町村会でなかなかそう10月にはできない、12月になるか1月になるか、そこらいろいろと検討されていますけども、そういう点では県がやっていただくのはいいんですけども、そんなもうちょっと早く言っていただかんと、この26年のこれ1月か2月ぐらい発表ですから。26年度の予算の関係で。我々の末端の町村の職員がなかなかそう簡単にですね、これを聞いて素早く進めるってなかなか難しい。それでも私どもの職員はよくこれ副町長、部長初め皆さんですね、頑張ってください、こういうことで今6月議会にあげてこられると。自動償還払いについては、これ県が、あるいは我々また申しあげてですね、できるだけやっぱり自動償還払いにさせていただく努力をやっぱりしていくことは、これは当然のことです。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） なかなか、町長のほうで県に対しても自動償還払い制度を求めていくということでご意見いただきましたが、県のほうからはっきりとしたまだ見通しは示されないというような状況なのかなというふうに、今お聞きをされていて思いました。

この条例整備につきましても、斑鳩町はですね、こうして6月議会に出していただいていますけども、なかなかよその市町村では整備していくのに非常に手続的にですね、大変な面があるということについても理解をしてですね、町の職員さん頑張っているなというふうに評価をしています。

これにつきましては、やはりこの制度を利用される方、普通の償還払い制度だと非常に手続がややこしいものですから、できるだけ早い段階で自動償還払い制度の整備を進めていただくように、引き続きですね、県のほうとも交渉のほうお願いしておきます。

それとですね、もう1点、これ、この制度を整備していくのに県と話し合いをする中でどういうふうになっているのかなというふうに思ったんですが、費用負担の関係ですね、これ多分2分の1ずつでっていうふうになっているのかなと思ったんですが、先ほど町長の提案説明の補正予算のところですね、県からの入ってくるお金がですね、243万6,000円と。出ていくほう、支出のほうが758万4,000円ということで、ぱっと聞いただけで、あれ、県3分の1ぐらいの負担になっているのかなとちょっと思ったんですが、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） この後の補正予算の中でも出てくることとございますけれども、まず、今回の補正の中には、この精神障害者医療の、これまでと違う方式を行いますので、システム変更をしていかなければならない。その委託料が含まれております。

この委託料といいますか、システム変更につきましては、現段階では県からの補助金というのが確定はされておられません。情報では県の補助金出す可能性はあるというふうには聞いておりますけれども、現段階でどれだけの金額かとか、确实、補助金おろしていただけるのかどうかということの確定ができていないので、これがまず単費としてあがっているということとございます。

また、扶助費、いわゆる医療費の助成金そのものでございますけれども、これは他の福祉医療と同様に、1レセプト当たり500円、1入院当たり1,000円の自己負担を引いて補助金が出ると、2分の1の補助金が出るということとございますけれども、今回のこの精神医療費の助成につきましては、他の福祉医療と同様に、斑鳩町につきましてはその500円あるいは1,000円の分についても町単で補助をするということがございますので、この分が補助金には反映していないということとございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、費用負担としては2分の1だということと理解をしておいていいですね。他の福祉医療と同じように、町としてその一部負担金を利用者の方の負担にするんじゃなく町で負担していくというその取り組み、考え方についても評価できるものだと理解をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中西和夫君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この議案に関しましてはですね、総務委員会のほうに付託をされますので、私自身がちょっと尋ねる機会がないので、総括的に質疑をさせていただきます。

これは、「地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっていることに鑑み」ということで、この議案が提出されて要旨に書かれておりますけれども、そうしますとですね、現在の斑鳩町の1分団、2分団、3分団、ここは一応定数を設けておられると思うんですが、ここの定数いっぱいまで消防団員の皆さんがいらっしゃらないのか、定数に欠けている状況にあるのか、そしてまたその定数を埋める手段というのがどんなふうになっておられるのか、また今後、実際にここに書かれてるように、消防団員の確保というものが非常に難しい現状があるのか、その辺について少しお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 今、消防団の団員の定数でございますけれども、定数は100名となっております。

その中で、今現在、5月末現在で85名ということで、定数よりは15名少ないという状況になっております。

やはりここ数年、やはり団員になっていただく方が、やはり消防団のほうでもいろいろ広報していただいたり勧誘していただいたりして、ご努力はしていただいております。町のほうも町の広報紙で募集の掲載をさせていただいたりはしておりますけれども、なかなかやはりふえてこないというのが状況でございます。

そうした中で、やはり大規模災害とか、あるいはそういった災害に対応するためには、やはり消防団は今85名ですので、やはり若干少ないというふうに考えておりますので、やはりこれをどうすればふやしていけるのかということもいろいろ検討する中で、国のほうでもそういった法律も改正されておりますので、それを受けて町もこの任用の条件をやはり拡大していこうということで、以前からもやはり年齢の関係でありますとか、あるいは在勤であるけど、町外の方で在勤をしているけれどもという方もおられて、入

っていただけないというのもございましたので、そういったことがある中で、やはりそういった方も入っていただけるということでございますので、少しでもそれを拡大することによって団員さんになっていただけるということでしたら町としてもありがたいと思いますので、そういったことで今回こういった形で条例改正をさせていただいたということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 3分団全体で100名ということですが、1、2、3の各分団ごとに定数ってというのは、何か以前に決まってるように私はお聞きしていたんですけど、それは決まっているんですか。各分団ごとに100名を割り振っている状況があるのか。そしてまた、どこかの分団で特に団員の拡充が難しいというような状況が起こっているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 定員、全体では100名ということなんですが、各分団で団長、副団長を除いて、各分団、一応32名ということで、これ定数条例には出ておりませんが、そういった形で今32名ということで一応定数を設けているということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 特に3つの分団の中で団員の確保が困難になっていて、特に定数を大きく下回っているというような分団はあるんでしょうか

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ほぼ同じような人数でございます。大体26名から28名の間ということでございます。

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第21号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第22号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号については、委員7名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名をいたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。  
総務常任委員会から小林議員、嶋田議員、厚生常任委員会から辻議員、里川議員、建設水道常任委員会から飯高議員、木澤議員、広報発行常任委員会から伴議員の各議員を指名いたします。

以上7名の議員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程12、議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって、議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第23号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程13、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。



○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）のご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申しあげます。

補正予算書の5ページをお開きをいただきたいと思います。

5ページの歳入予算でございます。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金で、ふるさと納税等としてご寄附いただいたことから、第1節教育費寄附金で5万4,000円、第2節福祉費寄附金で301万円の増額補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

6ページをお開きをいただきたいと思います。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、福祉費寄附金301万円を福祉基金に積み立てさせていただいたものでございます。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、教育費寄附金5

万4,000円を斑鳩の里歴史文化遺産保存活用基金に積み立てさせていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

1ページの予算総則を朗読をさせていただきます。

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,064千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,901,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞご理解を賜りましてご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号については満場一致で承認いたされました。

続いて、日程14、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

- 総務部長（乾善亮君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）について、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

今回のこの町税条例の一部改正につきましては、平成26年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったため、本条例について速やかに整備する必要があったことから専決処分させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、末尾に添付いたしております要旨によりご説明をさせていただきます。

要旨をごらんいただきたいと思います。

改正の主な内容でございますが、1つとして、固定資産税の課税標準の特例措置を見直すということでございます。これにつきましては浸水想定区域内の地下街等の所有者

等が浸水防止設備を取得した場合の固定資産税の軽減、あるいは耐震診断を義務化された大規模建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の軽減等の特例措置の見直しを行うということでございます。

それから、2つ目としては、その他法令の改正による条文整理等の所要の改正といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、同法を引用しております条項について、条文の整理等の所要の改正を行ったものでございます。

施行期日等につきましては、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降の年度分について適用するものでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。

なお、改正する条例本文及び新旧対照の説明につきましては省略をさせていただきますが、皆さま方には何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、部長の説明を聞いていて、ちょっと単純にちょっと素朴な疑問がちょっと湧いてきたので。

部長は、地方税制の改正があったと。3月31日に公布されて、それで4月1日から施行されることからということなんですがね、その内容としてはね、固定資産税の課税標準の特例措置を見直しということで、課税基準日は1月1日で、もう既に課税については26年度のものには決定されて、そのまま賦課されていると、そのように認識していますがね、このことによって課税を変更していかなければ、4月1日から変更していかなければならないというような、またそういうものもあったんですかね。私はね、単純にね、別に6月議会の、専決処分しなくても、6月議会で一部条例改正をしておいても特段、地方税制の改正で影響があるのは来年度からかなと、そのようにもう単純に思ったんですが、その点ちょっと説明してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この改正につきましては、平成26年4月1日から施行ということで、これ地方税法のほうもそういう形で改正ということでございます。

ただ、適用については平成26年以降の年度分ということでございますので、当然、来年1月1日の時点での課税ということになりますので、その分から適用ということでございます。そういうご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） どちらでもよろしいですけどね、専決処分というか、この6月議会に出されてきて、それで6月のこの議会通過してからでも、私はよかったのかなど。出していることには全然問題ないんですが。

ただ、国のほうが4月1日から施行という日になっているので、それに合わせるために専決処分をしたと、そのように理解したらよろしいですかね。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 当然、地方税法の改正に合わせてということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号については満場一致で承認いたされました。

続いて、日程15、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

#### 専決処分書

#### 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

本条例の一部改正につきましては、先ほどの承認第2号と同様でございますが、平成26年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったため、本条例について速やかに整備する必要があったことから専決処分させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、末尾に添付しております要旨によりましてご説明をさせていただきます。

末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴いまして、同法を引用する条項について、条文の整理等の所要の改正を行ったものでございます。

施行期日等につきましては、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降の年度分について適用するものでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。

なお、改正する条例本文及び新旧対象表の説明につきましては省略をさせていただきますが、議員皆さま方には何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ちょっとくどいようやけどね、部長、別にね、条例を施行するの

に速やかに施行しなければいけないというのは、専決処分していただいたら結構なんです。だけど、今の、先ほどの議案でも、条例が施行されるのは平成26年度やけど、27年4月1日の基準日で施行していくんだから、別に6月の定例会でもいいんじゃないかなと私は言っております。だから、この要旨にはね、平成26年4月1日から施行されることから、この後で答弁してもらったけど、国の施行日に合わせたという。合わせるためにということだからね、速やかにする必要というのは、私はやっぱりないと思いますね。条例ですからね。うちの条例です。その点もね、ちょっとしっかり認識しておいてほしいなど。合わせるにただけやということで、私はいんじゃないかなと思いますけど。

答弁は結構です。ただ感想としてね、同じように説明するということがどうかなと、そのように思っておりますので。意見として言いました。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号については満場一致で承認いたされました。

続いて、日程16、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続いて、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

このたびの斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、本条例について速やかに改正を行う必要があったことから専決処分をいたしましたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、末尾に添付しております要旨によりまして説明を申しあげたいと思います。

最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。

改正の主な内容ですが、まず1点目、課税限度額の見直しでございます。国民健康保険税のうち後期高齢者支援金分及び介護納付金分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げる、後期高齢者支援金分につきましては14万円から16万円へ、介護納付金分につきましては12万円から14万円に引き上げるということでございます。

2点目でございます。低所得者に対する保険税軽減の拡充でございます。均等割及び平等割の5割軽減及び2割軽減について、その対象となる軽減判定所得の基準額を引き下げるといったものでございます。

次に、施行期日等でございます。

まず、1点目、施行期日ですが、平成26年4月1日から施行いたします。



次に、適用区分でございますが、改正後の条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

なお、改正する条例の本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、皆さま方にはよろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この国民健康保険税条例の支援金分等の上限の引き上げですね、大体2年に1回この改定されて、専決処分という形でいつも出てくるんですけども、今回それだけじゃなしに、低所得者対策ということですね、保険税軽減の拡充ということで、いつもにはない改定ですね、があるなというふうに見ていたんですけども、これ、斑鳩町で改定を行うことによってどれぐらいの人数の方にどういった金額で影響があるのかという点について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 今回の条例改正によります斑鳩町の影響ということでございますが、まず、課税限度額の引き上げにつきましては、後期高齢者支援金分では、限度額超過世帯が56世帯から45世帯となり、11世帯減少となります。

限度額の引き上げによりまして、約100万円の増収、保険税の増収になると見込んでいるところでございます。

次に、介護納付金分につきましては、限度額超過世帯は13世帯から9世帯となりまして、4世帯の減少となりますが、課税限度額の引き上げにより、この20万円の増収となると見込んでおります。合計で120万円の増収になるのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、5割、2割の軽減の見直しによる影響でございますが、まず5割の軽減につきましては、医療分と後期高齢者支援金分につきましては、対象世帯が224世帯から528世帯、304世帯の増加になると見込んでいるところでございます。

また、介護納付金分につきましては、125世帯から260世帯となり、135世帯の増加を見込んでおります。これによる国民健康保険税の影響では、医療では約1,110万円、後期高齢者支援金分では約260万円、介護分では約70万円、合計で約1,440万円の減収になると見込んでおります。

次に、2割軽減でございますが、医療分と後期高齢者支援金分で、対象世帯が585世帯から556世帯となり、29世帯の減少を見込んでおります。

また、介護分につきましても、255世帯から233世帯となり、22世帯の減少を見込んでおります。

これによります国民健康保険税の影響につきましては、医療分、支援金分、介護分合わせまして、約20万円の減収となる見込みでございます。軽減、2割、5割の軽減全体では、約1,460万円程度の国民健康保険税の減収となる見込みと考えております。

ただ、この減収分につきましては、法律等の規定によりまして、県から4分の3を負担いただきます。また、町の一般会計からも4分の1を国保特別会計に負担していただく、補てんしていただくということになっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、影響額と世帯数について答弁いただきましたけども、聞いていますと、限度額上げて増収にはなるんですけども、対象世帯については減っているというケースですね。この点について、なぜそうなるのかについてもちょっと教えていただけますかね。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 限度額超過世帯が減るということは、それだけ今回の改正の幅の2万円をいただく世帯がふえるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すみません。またちょっとゆっくり後で聞きたいと思います。

影響額としてはそういう形で、斑鳩町の国民健康保険財政に影響を及ぼすということで、部長のほうで最後に県の負担が4分の3ですね、町の一般会計から4分の1ということで、国保会計自体に直接的な影響はないということですけども、非常に国保税自体が高くなっているその原因についてもですね、これやっぱり国の負担がこの間ずっと減ってきているという点にあると思いますので、私はこの、町民さんにとって今回軽減が広がるという点で非常にいい改定だなというふうには評価はするんですけども、4分の1は町の一般会計から補てんをするという形で、やっぱり地方自治体の財政を苦しめるという面があると思いますので、町の皆さんにいろいろ言うてもしょうがないですけども、しかしやっぱり国に対して、この点については国のほうの改正ですので、いいことではありますので、さらにですね、国の負担もきちっと全額負担していただけるような形で、町としても今後、国に対して声をあげていっていただきたいなというふうに思い

ます。

今回こうして専決処分されてきたことに対して特に異議はございませんが、そういう形で今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号については満場一致で承認いたされました。

続いて、日程17、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につきまして、説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第6号

### 専決処分書

平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年5月29日

斑鳩町長 小城 利重

今回の補正の内容につきましては、平成25年度の本特別会計におきまして、医療等に要しました費用に対し、歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2に基づき、平成26年度の歳入を繰り上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申しあげたいと思います。補正予算書の5ページをお開きください。

まず、歳入でございます。第10款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入でございます。歳入欠かん補填収入といたしまして、4億7,800万円を増額いたしましたものでございます。

続きまして、6ページの歳出についてでございます。

第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金でございます。歳入と同額の4億7,800万円を増額いたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,812,600千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月29日専決

以上で、町長専決処分について承認を求めることについて（平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明といたします。

皆さま方にはよろしく審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） これにつきましてはね、保険税を改定せず、頑張っていくために毎年こういう繰り上げ充用が行われる。斑鳩町では、介護支援金ですね、介護納付金、累計赤字になった分については一般会計からも補てんをしていますけれども、後期高齢者支援金分では、また累積赤字がたまっていつていると。結局、被保険者さんから集めるお金よりも支援金として出すお金のほうが多いという中で、累積赤字もどんどん後期高齢者分でもたまっていつている、そういう中であって、非常に苦しい状況の中でこういうことになっているんですが、これは毎年こういうふうに行っていたということなので、これについては了解をするんですが、総括質疑としては、国保の県単一化の方向性、それに伴って、この今あるこの繰り上げ充用をした赤字分ですね、この会計処理、これとの関係は非常に重要な問題であるというふうに考えております。それはもう一担当委員会だけの話ではなく、総括的な質疑として、きちっと私としてはお尋ねをしておきたいというふうに思いますので、方向性をお示しいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、県単一、これにつきましては今、国のほうでもされておりました、奈良県は先行して協議をやっておりますけれども、今その結果、経緯を見守っておるといふ状況でございます。

その中で、県単一になったとき、この赤字分についてはどうするか。当然これは町の責任で補てんやっていく必要があると。予算委員会や決算委員会の他の委員さんからこの赤字についてご心配をいただいております。

ただ、言えることは、県単一になったときには町の一般会計で責任を持ってこれを埋めにいくということになってきます。その金額は、やはり今年度も単年度赤字になっておりますので、当然これはもういびつな状況になっておりますので、こういう状況は避けたいという。それとこの赤字分は、やっぱり徐々に減らしていく必要がありますので、国保の改定等も議員皆さまとご相談申しあげながら、国保の健全な財政というものに取り

り組んでいきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の副町長の答弁を聞きますと、料金改定も視野に入っているということなので、まだ、今でももう高過ぎる国保税やのにまだ値上げしようかというような考え方もあるように今聞こえました。

さらには、県単一化になったら、それはまた保険料になるのか、奈良市は保険料です。せやけど斑鳩町は保険税ですが、これがまた保険税になるのか料になるのかわかりませんが、県単一化の方向に向けていったときに、またその保険税が改定されるようになってくると思うんですが、そういうたびたびの改定っていうのは決してよろしくないという問題、それと負担増につながるっていうことについては、非常に私も心配をするところなんです、赤字を解消するにしても徐々にというふうな言い方もされましたが、保険税の改定があるやのように今聞こえたんですが、その辺のところちょっとはつきりさせてください。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 国保財政につきましては、決算の監査委員さんからも当然、今までこの状況ではよくないと。これはもう質問者もご承知だと思います。毎年、決算の意見書にも書いていただいております。この状況ではいけないと。

また、今、町の一般会計、介護分、赤字補てんしておりますけども、これについてもやはり監査委員さんからはいかななものかというご意見もいただいております。これはもう質問者も承知だと思います。

国保のこれ財源、赤字解消につきましては、これもう今日までもやはりいろいろな場というか、決算委員会、予算委員会の場におきましても、どないするんやという問いについては、やはり国保税改定、これ以上の一般会計の補てんというのは非常にしんどい部分がございます。そしたらやはり、赤字の原因はやはり医療費と収入が差が埋まってこないわけですので、これを埋めるためにはやはり国保税の改定というのは、もう視野に入れていかないとということ、今日までも申しあげておりましたし、今ここで初めて質問者にお答えすることではございません。今日までの経過を見ていただければ、私の先ほどの答弁についてはご理解をいただけるものと考えております。

ただ、負担を、例えば国保の、今言われましたように、負担をしないで赤字解消のある方策を、例えばそれで一般財源、一般会計にも負担をかけないで、そんな魔法のような手があれば、また後日でも教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私は魔法遣いではありませんので、そういうことはできませんが、あのね、ただやっぱり、構造上の問題というのがね、私はすごく気になっているんですよ。介護納付金で累積赤字できる、先ほども言いました後期高齢者支援分でも、結局集めるお金より出すお金のほうが多くなっていくというところですね。それは医療分だけに限らず、介護分でも後期高齢者医療分でも結局はそうなる。脆弱な、被保険者そのものが母体としては一定の収入がきちっと得られている方たちは社会保険といわれるいろいろな共済とかいろいろなものに入っておられますが、入る保険のない人が国民健康保険に入るといって、最後の受け皿的な保険ですからね。ここの中にあって非常に不安定な状況がある。そやけども、一応ですね、県単一化、今29年と言われてはいますけど、計画として、もう26年度入ってしまいましたけれども、27年、28年、29年からしますよって言うたって、もう年数がえらうあらへんわけですよ。そんな中であってこれだけの、4億7,800万円という繰上充用をしなければならない状況にあって、できるだけ皆さんの負担を重くならないように、もう今、何て言うんですか、能力を超える、負担能力を超える保険税を払っているような印象が強いこの国保税であると私は思っておりますのでね、今後本当に十分、国保の運協とも相談はもちろんしてただかないといけないとは思いますが、計画的にこれらをどうしていくのかというのをやっぱり十分検討していただき、そしてまたその方向性というのは、方向が定まれば速やかに議会のほうへもお示しをいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号については満場一致で承認いたされました。

続いて、日程18、認定第2号 町道の一部廃止についてを議題とし、総括質疑を受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって認定第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 19、認定第 3 号 平成 25 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中西和夫君) これをもって認定第 3 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第 3 号は、水道決算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程 20、推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員会委員の任期は、本年 7 月 19 日付をもって任期満了となります。よって、農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、農業委員会推薦に係る農業委員に辻議員、中川議員の 2 人の方を指名いたします。地方自治法第 117 条の規定により、辻議員、中川議員の退席を求めます。

(辻議員、中川議員 退席)

○議長 (中西和夫君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました 2 名の方を農業委員会委員に委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました 2 名の方を推薦することに決しました。

(辻議員、中川議員 着席)

○議長 (中西和夫君) 中川議員、辻議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満了一致をもって推薦することにいたされました。両議員にはよろしくお願いいたします。

続いて、日程 21、陳情第 3 号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第 3 号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 22、報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 号) について) を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、報告第 3 号については委員会付託



を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村住民生活部長。

- 住民生活部長（植村俊彦君） それでは、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2ページの専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専決処分書

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月25日

斑鳩町長 小城 利重

このたびの本補正予算は、本年4月からの消費税の引き上げに際しまして、所得の低い方に与える負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として、市町村民税の非課税者等に対します臨時特例給付金、また、子育て世帯への影響を緩和するとともに、これら世帯の消費の下支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとなりました。このことから、それぞれの給付金及び事務に要する経費の計上とこれらに係る国からの補助金の受け入れにつきまして、地方自治法180条第1項の規定により、平成26年4月25日付で専決処分をいたしましたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、説明をいたします。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金でございます。第2節の社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事業費補助金といたしまして7,500万円を、臨時福祉給付金給付事務費補助金といたしまして1,193万6,000円を増額したものでございます。

また、第3節児童福祉費補助金では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金といたしまして3,900万円を、また、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金といたしまして471万6,000円を増額したものでございます。

続きまして、6ページの歳出についてでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第14目臨時福祉給付金給付事業費でございます。8,693万6,000円を増額したものでございます。第3節の職員手当等から第14節の使用料及び賃借料までは事務に係る経費でございます。その合計は1,193万6,000円でございます。

また、第19節負担金補助及び交付金の7,500万円につきましては、給付金に充てる予算でございます。対象者の見込み数6,000人にそれぞれ1万円を、また、加算対象者の見込み数3,000人に対しまして、それぞれ5,000円を支給する見積もりとなっております。

続きまして、7ページでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第5目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費でございます。4,371万6,000円を増額したものでございます。先ほどと同様に、第3節の職員手当等から第14節の使用料及び賃借料までは事務に係る経費でございます。その合計は471万6,000円でございます。

また、第19節負担金補助及び交付金の3,900万円は、給付金に充てる予算でございます。対象者の見込み数3,900人にそれぞれ1万円を支給する見積もりとなっております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算総則を朗読いたします。

#### 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,350,652千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月25日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）につきましての説明といたします。

何とぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

続いて、日程23、報告第4号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号については委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第4号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成26年6月2日提出

本報告につきましては、平成25年度予算において、繰越明許費の決議をいただいております歳出予算のうち、平成25年度内で執行ができなかった経費を平成26年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりその報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりましてご説明を申し上げます。

初めに、第3款民生費、第2項児童福祉費の子ども・子育て支援システム導入事業費につきましては、議決金額は997万5,000円で、翌年度繰越額は799万2,000円となっております。

本繰越は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に備える制度管理システムの導入事業について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で699万2,000円、一般財源で100万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳はすべて委託料となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路環境整備事業につきましては、議決金額は2,200万円で、翌年度繰越額は同額の2,200万円となっております。

本繰越は、国の第1号補正を活用して実施する道路補修工事等について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で1,089万円、地方債で870万円、一般財源で241万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、委託料で550万円、工事請負費で1,650万円となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、議決金額は851万円で、翌年度繰越額は同額の851万円となっております。

本繰越は、いかるがパークウェイ事業との関連事業について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定税源の地方債で750万円、一般財源で101万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、需用費で1万円、委託料で150万円、工事請負費等で700万円となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の橋りょう環境整備事業につきましては、議決金額は2,800万円で、翌年度繰越額は同額の2,800万円となっております。

本繰越は、国の第1号補正を活用して実施する橋りょう補修工事等について繰り越し

たもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定税源の国庫支出金で1,386万円、地方債で1,130万円、一般財源で284万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、委託料で150万円、工事請負費で2,650万円となっております。

最後に、第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、議決金額は9,627万7,000円で、翌年度繰越額は9,627万3,000円となっております。

本繰越は、都市計画道路法隆寺線の整備に係る事業用地取得等について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は全て一般財源となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、旅費で21万3,000円、需用費で6万円、委託料で750万円、工事請負費で2,000万円、保障補填及び賠償金で6,850万円となっております。

以上で、報告第4号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご報告とさせていただきます。

何とぞご理解を賜りましてご了承いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程24、報告第5号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号については委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第5号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第5号

平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

(公共下水道事業特別会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成25年度事業として県が行います流域下水道事業におきまして、流域下水道センター内の設備機器の更新工事を平成25年度の国の補正予算事業を受け、平成26年度へ繰越事業として実施されましたことから、3月議会定例会におきまして、流域下水道市町村建設負担金371万6,000円につきまして繰越明許のお願いをし、翌年度に予算を繰り越したもので、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

繰越計算書の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)

第2款流域下水道費、第1項流域下水道費、事業名、流域下水道整備促進事業、金額、371万6,000円、翌年度繰越額、371万6,000円。財源内訳といたしまして、既収入特定財源で11万6,000円、未収入特定財源、地方債で360万円でございます。

以上、報告第5号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)についての報告とさせていただきます。

何とぞ原案どおりご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 平成25年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)を終わります。

続いて、日程25、報告第6号 平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、報告第6号については委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

○上下水道部長(谷口裕司君) それでは、報告第6号 平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてのご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第6号

平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成24年度から平成25年度の2か年にわたり、継続事業といたしまして、大字法隆寺内におきまして北部配水池のドーム改修工事を進めてまいりましたが、平成25年9月17日をもって継続事業が完了いたしましたことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定によりその報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、添付いたしております継続費精算報告書によりご説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、1. 配水施設整備事業(北部配水池改修事業)。全体計画といたしましては、平成24年度、8,127万円、平成25年度、1億4,418万6,000円、計2億2,545万6,000円でございます。

これに対します実績でございますが、支出済額にお示しいたしますとおり、平成24年度、平成25年度、そして計、それぞれ全体計画と同額でございます。その財源内訳につきましては、記載いたしておりますとおりで、詳細な説明につきましては省略をさ

せていただきます。

以上、報告第6号 平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ原案どおりご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第6号 平成25年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを終わります。

続いて、日程26、報告第7号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号については委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、報告第7号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第7号。

平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告について。

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成26年6月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成25年度の斑鳩町文化振興財団の事業内容につきましてご説明をさせていただきます。

平成25年度事業報告書の1ページをお開きをいただきたいと思います。

1ページの1の財団の概要の（3）の財団の事業でございます。財団の事業では、大



きく分けて（１）の公益目的事業と（２）の収益事業等の２事業を実施をいたしました。

（１）の公益目的事業として、まず公１．公演・文化講座事業として２３の事業を実施しております。これらの事業の事業収益は１，３６８万４，６５９円で、事業費は２，２７３万３，７８２円となっております。

次に、公２．ホール管理・貸与事業で、事業収益は１，６０５万７，６１５円で、事業費は９，６５３万３，４２１円となっております。

次に、共通では、事業収益が８，２４７万６，７８５円で、事業費は０円となっております。公益目的事業の合計といたしまして、事業収益は１億１，２２１万９，０５９円で、事業費は１億１，９２６万７，２０３円となっております。

次に、（２）の収益事業等でございます。

まず、収１．ホール管理・貸与事業で、事業収益は１，２９２万６，７８２円で、事業費は６００万４，９９７円となっております。

次に、収２．図書館管理事業では、事業収益は１，４０６万７，９９６円で、事業費は同額の１，４０６万７，９９６円となっております。ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費を面積比で按分し、２２％分を図書館分として受け入れをしております。

収益事業等の合計が、事業収益は２，６９９万４，７７８円で、事業費は２，００７万２，９９３円となっております。

なお、収支率の推移を見てみますと、平成２２年度が９５．１％で、平成２３年度では９９．５％、平成２４年度は９９．７％、平成２５年度につきましては９９．９％となっております。

また、これらの事業の実施状況につきましては、この資料の３ページから７ページにかけての平成２５年度事業実施状況に各事業別に事業名、事業内容、収入額、支出額、収支差額等を記載をしております。

また、８ページから１１ページにかけては、大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況や事業区分別の内訳、施設使用料等をまとめた平成２５年度施設利用状況等の資料となっております。

また、これらの各事業の収入の事業費内訳につきましては、ちょっと少し飛んでいただきますけれども、１６ページと、それから１７ページの正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表として整理をいたしております。

２ページにお戻りをいただきたいと思います。

（５）でございますが、理事会及び評議員会に関する事項でございます。記載のとおり

り、理事会を3回、評議員会を2回を開催いたしまして、議決をいただきました事項を記載をしております。

次に、少し飛びますけれども、14ページをお開きをいただきたいと思います。

平成25年度決算報告書の貸借対照表でございます。前年度と比較し、財産の増減を記載をしております。Ⅰの資産の部の1.流動資産、Ⅱ.負債の部の1.流動負債とともに、前年度より109万4,335円減の2,763万876円となっております。2の固定資産では、(1)の基本資産で前年度同額の1億円。その他固定資産は48万2,335円で、固定資産合計は1億48万2,335円となっております。流動資産を加えた資産の合計は1億2,811万3,211円で、一番下の行の負債及び正味財産合計と同額となっております。

なお、次の15ページでございますが、公益目的事業会計、収益事業会計、それから法人会計と貸借対照表に事業別に区分した内訳を記載した貸借対照表内訳表をつけております。

次に、18ページでございます。

財務諸表に対する注記でございます。財団の会計方針といたしまして、固定資産の減価償却の方法や消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等を示させていただいております。

また、19ページの6の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高では、その状況を記載をしております。

次に、22ページでございます。

22ページの財産目録でございます。財産目録では、平成26年3月31日現在の財産の保有状況を示させていただいております。年度末の正味財産は1億48万2,335円となっております。先ほど14ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をいたしております。

次に、24ページから25ページの収支計算書では、予算額と決算額の対比を行った表となっております。

そして、次の29ページからは、正味財産増減計算書事業区分別内訳表説明書となっております。

また、42ページには、去る5月8日に実施をされました監査結果報告書を添付をいたしております。

なお、本事業報告につきましては、去る5月16日に開催をされました文化振興財団

理事会におきまして可決をされております。

また、去る5月28日に開催されました評議員会におきましても可決をされておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上で、報告第7号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきましての報告とさせていただきます。

何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 少し運営について教えてほしいんですが、2ページに、理事会及び評議員会に関する事項ということで列記していただいているのですが、理事会とかね、それから評議員会ですか、評議員会等はいつも定時でやっておられるのか、また、この中ではね、第1回の理事会で定時評議員会招集の件、それと第3回の理事会では、臨時評議員会招集の件というように書いておられるのですが、そうしたらそれはどういうことで区別されているのかなということもちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 定時につきましては、当然、事業の計画あるいは予算の関係と、それからあと決算の関係、それから事業報告の関係というのがございますので、当然、定時につきましては年2回というのが最低、理事会と評議員会それぞれ行われるということで、あとまた随時、理事会、臨時評議員会、臨時理事会あるいは昨年は臨時の評議員会ございますので、一応随時、議案があれば随時、臨時で行うという格好になっております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ということは、今の答弁では、定時の評議員会を2回行っているということなんですが、このあれで言えば1回しか定時で行っておられないのかなと。それで、臨時評議員会を招集されていると。

と言いますのは、日から言えば、第3回の理事会のときに、2月2日に議題、2つの議題があって、その中で臨時評議員会招集の件という。そうしたら2月20日から以降の2月26日というのは、これは臨時の評議員会だとみなすのが自然だと私は思っているんです。だからその点は、これは誤植なんか、そうじゃなくてやはり意味があるのか、再度ね、きちっと答弁してもうとかんなら、やはりおかしいことになってきますので、よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず評議員会につきましては、定款で年1回と、定時については年1回と決められております。それ以外の会議については臨時評議員会となってきますので、この表記の仕方になってきます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） まことに申しわけありませんけどね、総務部長、2回の定時評議員会を開催していますというような答弁をされたと思いますが、それは整理しておいてほしいと思います。

それでね、定款でそういうように決めておられるということですので、この1回しか定時評議員会を招集することができないと、そのように理解しますがね、私はね、財団も社協もそうだと思うんですがね、理事会というのは執行部だと、そのように思っております。

それで、評議員会というのは、町で言えば議会、取締役があつてという、そういう組織だと認識しておりますがね、定時に評議員会を1回開くというのは、私は評議員が理事を選出するという、そういうようになっているからだと思うんです。だけどころいう財団なんかを運営するのには、やはり執行部と、それから議会という、そういう形で評議員会はしょっちゅう開いていって、評議員会の意見を聞いて、理事会は決定していくものだと、そのように認識していますが、その点について、常務理事、どう思われますか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、評議員会につきましては、これはもう今質問者おっしゃっているように、理事会についてはもう町議会で言うたらもう理事者側、評議員会は議決機関になっております。

そうした中で、当初、公益財団法人になるとき、逆に全面、定款全部改正になっております。公益財団法人に移行するときに、この前ちょっと僕も何で1回やと聞いたんですけども、これはもう国というか、その指導のほうで、もう一律で1回となってるらしい、定時については1回と。それ以外については臨時会となっておると聞いておりました、僕も疑問に思いましたので。そら何でやと言うたら、やっぱりそのときに、県のほうからこういう指導がありましてということでしたので、それで僕も認識いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 今の副町長の答弁でも、ちょっとね。また今後ね、やはり円滑な運営を行ってもらいたい。今おっしゃっているように、やはり定時の評議員会は1回しか公益法人では使われないとか、何か学者が考えていることはそういうことだと思いますが、それであつたら理事会でいろいろ懸案事項を検討していただいているのだったら、その都度臨時会を、臨時評議員会を開催してもらって、円滑に運営していただけることをお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 平成25年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午後0時02分 散会 ）